

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人徳洲会が開設する「徳之島徳洲会病院」指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 1. 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なりハビリテーションを行なうことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2. 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4. 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5. 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 徳之島徳洲会訪問リハビリテーション
2. 所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7588 （医療法人徳洲会 徳之島徳洲会病院）

（職員の職種、人員、及び職務内容）

第4条 指定リハビリテーションの従業員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 医師（徳之島徳洲会病院院長 1名）
 2. 理学療法士（1名以上）
 3. 作業療法士（1名以上）
 4. 言語聴覚士（1名以上）
- 医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを年末年始の特別休暇とする。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。（平日・土曜日）

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションのサービス内容）

第6条 1. 機能訓練
2. ADL 訓練 など

- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時間等を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

（通常の実施地域）

第7条 通常の実施地域は、徳之島町・天城町・伊仙町とする。

（利用料金）

- 第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

（サービスにあたっての留意事項）

- 第9条 サービスの利用にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、及び費用等に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
1. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
 2. 事業者は、正当な理由なく指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
 3. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
 4. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必用な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。
 5. 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致する。
 6. 事業所の通常事業の実施地域の交通費は徴収しない。

（衛生管理）

- 第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2. 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 2. 虐待防止のための指針の整備
 3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

鹿児島県庁介護保険課 099 - 286 - 2687

鹿児島県国民健康保険連合会 099 - 213 - 5122

【当院への苦情】

徳之島徳洲会病院 訪問看護事業所 0997 - 83 - 1100

徳之島徳洲会病院 リハビリテーション科 0997 - 83 - 4567

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条
1. 事業者は従業者の資質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 2. 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、指定（介護予防）リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービス提供を完結した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人徳洲会と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。
就業規則については、医療法人徳洲会の就業規則に準じる。

(附則) この規定は、平成30年9月1日から施行する。
 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
 この規定は、令和6年4月1日から施行する。